

議案第 1 号

京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例の一部改正について

京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 1 月 2 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 6 年能登半島地震、災害対策基本法に規定する災害又は市内で発生した火災について、住宅に困窮していることが明らかな被災者に対し、農林水産業活性化推進滞在施設の使用を特例的に認めるため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例の一部を改正する条例

京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例(平成26年京丹後市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(災害等による特例)

第12条 市長は、第3条から第8条の規定にかかわらず、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害又は市内で発生した火災により、現に住宅に困窮していることが明らかな被災者に滞在施設を使用させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例(平成26年京丹後市条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例 平成26年3月31日 条例第17号 第1条～第11条 (略) <u>第12条</u> (略)	京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例 平成26年3月31日 条例第17号 第1条～第11条 (略) <u>(災害等による特例)</u> <u>第12条 市長は、第3条から第8条の規定にかかわらず、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害又は市内で発生した火災により、現に住宅に困窮していることが明らかな被災者に滞在施設を使用させることができる。</u> <u>第13条</u> (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 1 月 臨時会

議案の
件 名

議案第1号
京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設条例の一部
改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 令和6年1月1日発生の能登半島地震の被災者を緊急的かつ人道的に支援するため、また、災害対策基本法第2条第1項第1号の規定による災害又は市内で発生した火災を想定し、住宅に困窮していることが明らかな被災者に対し、京丹後市農林水産業活性化推進滞在施設の使用を特例的に認めるため、所要の改正を行うものである。	《市民参加の状況》 有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）																			
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）																			
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源														
《政策等の必要性》 現地は緊急的に、さらには中長期的な支援が必要な状況であり、2次的な避難所の確保が求められているところである。京丹後市災害支援対策本部においても、緊急的かつ人道的な支援の観点に立ち、市が保有する農林水産業活性化推進滞在施設での受け入れを特例的に可能とし、被災者支援を行うものである。 提供住宅：4戸（必要に応じ拡充予定） 提供期間：原則として1年以内	《将来にわたる効果及び経費の状況》 ・施設の使用料：免除（月額1万円） ・保証金：免除 ・上下水道料金：免除 ・その他の経費（電気・ガスなど）：入居者負担																			
《提案に至るまでの経緯》 R6年1月 4日 京丹後市災害支援対策本部の設置 R6年1月11日 市営住宅での被災者受入開始 提供住宅：5戸（必要に応じ拡充予定） 提供期間：原則として1年以内 R6年1月17日 例規審査委員会	《総合計画等の整合》 <table><tr><td>総合計画 計画項目</td><td>2</td><td>6次産業化・ブランド化で農林業を振興</td></tr></table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table><tr><td>計画名称</td><td></td></tr><tr><td>策定年度</td><td></td></tr><tr><td>計画期間</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>担当部局</td><td>担当課</td><td>添付資料（有の場合は、その名称）</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td>農業振興課</td><td>有・無</td></tr></table>					総合計画 計画項目	2	6次産業化・ブランド化で農林業を振興	計画名称		策定年度		計画期間		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	農林水産部	農業振興課	有・ 無
総合計画 計画項目	2	6次産業化・ブランド化で農林業を振興																		
計画名称																				
策定年度																				
計画期間																				
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																		
農林水産部	農業振興課	有・ 無																		
《政策等の実施時期》 公布の日から施行する。																				